

平成22年度税制改正等に関する提案

平成21年10月5日

全 国 知 事 会

(地方税制小委員会)

平成22年度税制改正等に関する提案

新内閣は、国と地方の協議を法制化し、地方の声、現場の声を聞きながら、国と地方の役割を見直し、地方に権限を大幅に移譲するとともに、地方が自由に使えるお金を増やし、自治体が地域のニーズに適切に応えられるようにするという方針を明示しています。

全国知事会は、「国と地方の協議の場」の早期の法制化を願うとともに、国民生活の向上と我が国の発展のため、積極的・建設的な協議をしていきたいと考えています。地方団体の自主性、主体性を高め、新政権が目指す地域主権の考え方の下、真の地方分権改革を実現するためには、その裏づけとなる税財源の確保が必要不可欠であります。

ついては、地方税制に関し、次の事項が実現されるよう、緊急に提案します。

平成21年10月5日

全国知事会 地方税制小委員長
石 井 隆 一

記

1 自動車関係税制の見直しに際しての地方への配慮

(1) 暫定税率が廃止される場合に生じる地方の減収について

揮発油税、自動車重量税、自動車取得税及び軽油引取税の暫定税率の廃止は、極めて厳しい地方財政の状況の下で、地方の財政運営に深刻な影響がある。

暫定税率を廃止し、その減収を国直轄事業負担金を廃止する方法で賄うとしても、直轄事業負担金の財源の多くは地方債であることから、地方が自由に使える一般財源は大きく減少することとなる。

このため、地方財源の確保の観点からは暫定税率を維持することが望ましいが、現下の厳しい経済情勢等を踏まえ、税率水準を引下げる場合には、地方の財政運営に支障が生じないように、明確な財源措置が講じられるべきである。

(2) 「地方環境税（仮称）」の創設

暫定税率を廃止する場合には、地方ではこれに替わる新たな財源が必要であり、また、地球温暖化防止に積極的に取り組む上で、CO₂の排出を抑制する税制の導入には合理性がある。

このため、地球温暖化対策をはじめとする環境施策の推進においては、地方団体も大きな役割を担っていること、環境への負荷低減を政策目標とするうえでは、負荷が発生する消費段階での課税が望ましいことなどから、軽油や揮発油といった化石燃料に対して、炭素含有量等に応じて課税する新しい地方税「地方環境税（仮称）」を創設すべきである。この場合、「地方環境税（仮称）」は都道府県税とし、市町村に対しては税交付金を交付することが考えられる。

2 地方分権改革に対応した地方税財源の確保・充実

(1) 事務・権限の移譲に伴い必要となる地方税財源の確保

政府は、地方の声、現場の声を聞きながら、国と地方の役割を見直し、地方に権限を大幅に移譲することとしている。

今後、権限を移譲する際には、それに伴い必要となる地方の税財源を確実に確保するなど、明確な財源措置を講じることが必要不可欠である。

(2) 偏在性が少なく安定性を備えた地方税体系の構築

地方の自主性を高めるためには、地方税源の充実を図ることが必要であるが、その際には、地域間の財政力格差に留意し、偏在性が少なく安定性を備えた地方税体系の構築に取り組むべきである。

今後、確実に増嵩が見込まれる医療、福祉等の社会保障や教育、警察、消防といった住民生活に必須の行政サービスを安定的に供給していくためには、税収が安定的な地方消費税を引き上げる必要があり、そのための議論を行うべきである。

また、地方消費税は地方の固有財源であり、消費税が地方交付税の原資となっていることなどから、地方消費税を含めた消費税の全額を年金等の社会保障財源に充てることは、地方として容認できるものではない。

(3) 地域間の財政力格差を是正する地方交付税の財源調整・財源保障機能の復元・強化

偏在性の少ない地方税体系の構築を目指したとしても、地域間の財政力格差を解消することはできず、地方税源の充実に伴い地方交付税の役割は一層重要なものとなる。

三位一体改革による地方交付税総額の不合理な削減により、大幅に減

少した地方交付税の財源調整機能、財源保障機能の復元・強化を図り、地方団体が地域のニーズに適切に応えられるよう、地方財政計画(歳出)に地方の財政需要を実質的かつ的確に積み上げるとともに、それに対応した地方交付税総額を確保すべきである。

また、恒常的な財源不足にもかかわらず長年据え置かれてきた地方交付税の法定率を引き上げるべきである。

3 新たな政府税制調査会への地方の参加

地方税制について、地方分権の時代にふさわしい税制を構築するため、新たな政府税制調査会に地方六団体の代表が参画するなど、国と地方が対等の立場で地方税制について協議する場を設けること。